

第1章 基本的事項（「鳥取県地域医療構想」とは？）

1 地域医療構想策定の趣旨

- 我が国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、複数の疾患を抱えて慢性疾患の有病率が高い後期高齢者が大きく増加することから、医療や介護が必要になる場合が多くなり、病床の機能の分化及び連携、在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が求められています。本県では、65歳以上のいわゆる高齢者人口が3割近くに達し、全国平均よりも早く高齢化が進行していることから、その対策は喫緊の課題となっています。
- また、医師や看護師の不足、地域や診療科の偏在といった問題も抱えており、限りある医療資源を効率的かつ有効に活用する医療提供体制の構築を早急に進めていく必要があります。（「継続した医療提供体制の確保に向けた取組」）
- 一方で、県民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことも求められています。（「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」）
- こういった課題に対応し、一人一人の状況に応じて適切なサービスを将来にわたって持続的に受けられるようにするためには、病床の機能の分化及び連携の推進により地域における役割分担を進め、限られた医療資源の有効活用を図る取組を進めていくことが重要です。（「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」）
- このことから、本県では、地域の実情や患者のニーズに応じて、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目無く、また過不足無く提供される体制を確保するための取組などをまとめた「鳥取県地域医療構想」を策定しました。

2 医療法及び保健医療計画上の地域医療構想の位置付け

- 「鳥取県地域医療構想」は、医療法第30条の4第2項第7号及び第8号の規定により、同条第1項に基づく「医療計画」において掲げる事項に係るものとして策定し、本県の保健医療対策の基本方針を定めた「鳥取県保健医療計画」の一部として位置付けます。

【医療法（抜粋）】

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(7) 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

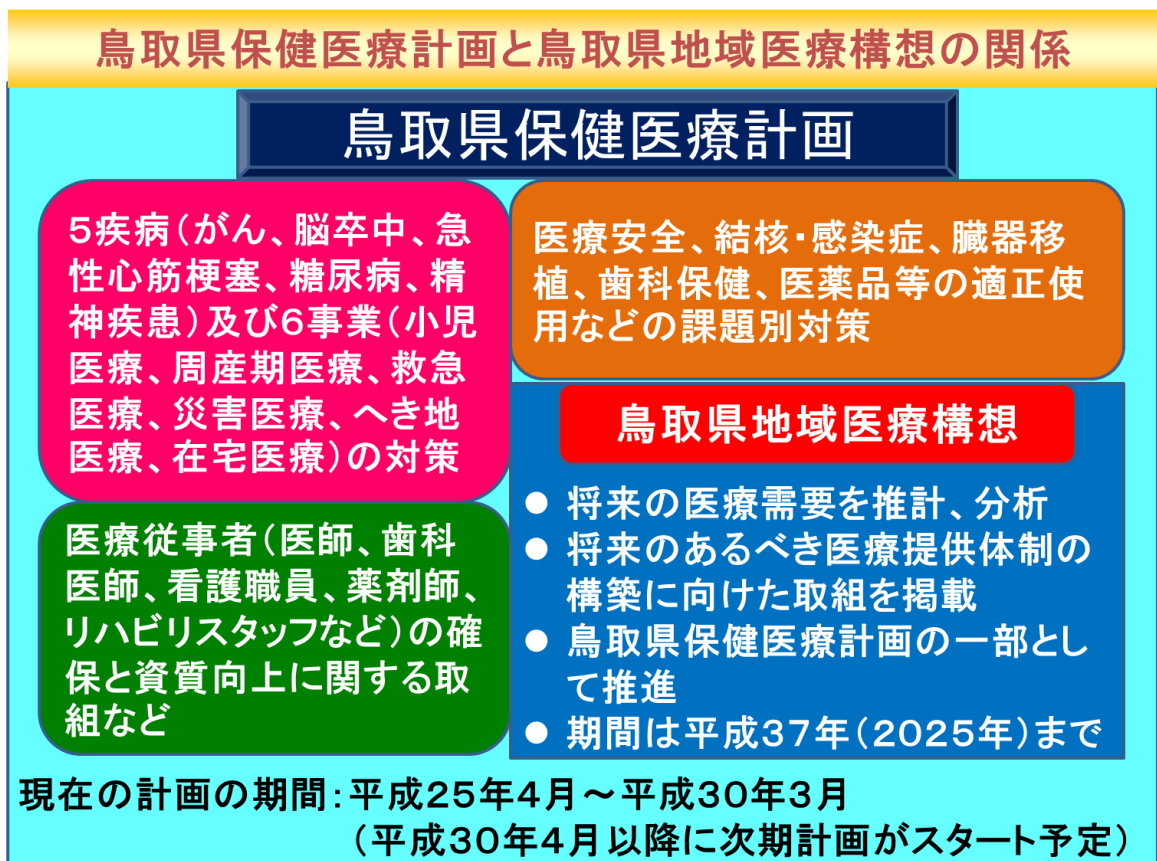
イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項^(注)

(8) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

(注) 厚生労働省令で定める事項とは、構想区域における将来の居宅等における医療の必要量（訪問診療の患者数、介護老人保健施設の入居者数などの将来の見込み）などを示す。

- なお、「将来の病床数の必要量」や「構想区域における将来の居宅等における医療の必要量」については、推計の基となる医療需要と併せて、第3章で説明します。



○「構想区域」については、厚生労働省の「地域医療構想策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）などにより、医療計画上の二次保健医療圏を基本として、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など、将来における要素を勘案して検討することとなっています。

○本県における構想区域は、本県の地理的、歴史的、経済的、文化的な背景や、鳥取県保健医療計画との均衡を踏まえ、同計画上の二次保健医療圏と同様、東部、中部及び西部の3区域に設定しています。

地域医療構想の構想区域（保健医療計画の二次保健医療圏）

西部構想区域 （西部保健医療圏） 23.5万人	中部構想区域 （中部保健医療圏） 10.4万人	東部構想区域 （東部保健医療圏） 23.1万人
----------------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------------------------------------------



3 将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた取組

○平成37年（2025年）に向けて、「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」を目指した本県にふさわしい医療提供体制の実現に向け、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」及び「医療従事者等の養成・確保」を柱として以下の取組を進めます。なお、取組の詳細（施策・対策）については、第4章及び第5章で説明します。

全県的な取組（主なもの）

構想区域での取組（主なもの）

病床の機能の分化及び連携の推進

○医療機関の機能分担、患者の地域移行

- 回復期、地域包括ケア病棟への転換等に伴う施設設備の整備
- 地域医療構想調整会議等における医療機関の機能分担、連携の検討・調整
- 救急医療体制の充実・機能分化のためのドクターヘリの導入 など

○ICTを活用した医療連携

- 医療機関同士の患者情報の共有のためのネットワークシステムの整備・充実
- 訪問看護等の現場でも患者情報の入力・確認等を可能とするための医療ネットワークの構築・整備 など

在宅医療・介護の推進

○在宅医療、在宅歯科医療の連携拠点活動

- 医師会、歯科医師会を拠点とした在宅医療、在宅歯科医療の提供のための連携活動の実施

○訪問看護の充実

- 新卒看護師の訪問看護師育成のプログラムの作成、訪問看護師養成研修の参加支援、訪問看護の同行訪問への支援などによる訪問看護師の養成・確保
- 中山間地の訪問看護ステーションのサテライト設置
- 訪問看護等の相談のコールセンターの運営 など

○多職種連携、在宅医療の人材育成

- 通院が困難な在宅患者を訪問して薬学的管理指導を行う薬局を対象とした研修の実施
- リハビリスタッフ等在宅医療の人材育成基盤整備のための研修の実施 など

○医療・介護連携の推進

- 地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する相談支援などを通じた居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携の推進
- 退院支援ルール策定、運用等を通じた高齢者の入退院時の円滑な情報伝達
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の実情に応じた介護サービスを提供するための体制整備 など

医療従事者等の養成・確保

○医療・介護人材の養成・確保

- 鳥取県地域医療支援センターの運営
- 奨学金、修学資金の貸付け
- 新人看護職員研修、看護職員実習指導者養成講習会の開催
- 介護の仕事のイメージアップを含めた総合的な介護人材確保対策の推進
- 病院内保育所の運営 など

○医療従事者の勤務環境の改善

- 勤務環境改善支援センターの運営
- 医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員の配置 など

<東部>

○県立中央病院を中核とする高度急性期の医療提供体制の整備と構想区域内の医療機能分化の推進

○1市4町と東部医師会による「東部医師会在宅医療介護連携室」を中心とした医療・介護連携の推進 など

<中部>

○五大がんについて身近な場所に対応可能とするための医療機関、薬局、訪問看護ステーション等の整備

○市町の地域ケア会議や多職種が一堂に会する場（「地域づくりしよいやの会」など）を活用した顔の見える関係づくり など

<西部>

○難病等医療必要度の高い慢性期患者の療養体制の充実

○在宅療養の住民理解の促進等のための「もしもの時のあんしん手帳」の活用推進 など

4 地域医療構想の推進体制

- 「鳥取県地域医療構想」に基づき本県にふさわしい将来の医療提供体制の構築を目指していくのに当たり、医療機関等による協議や医療機関の自主的な取組により、病床の機能の分化と連携を進めていくことを基本とします。
- その上で、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療等の充実並びに医療従事者等の養成・確保に努めることとし、その取組のため、地域医療介護総合確保基金を活用します。
- また、各構想区域の地域医療構想調整会議（東部・中部・西部保健医療圏地域保健医療協議会）において、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者により、地域医療構想の推進のために必要な調整、協議等を行います。
- 地域医療構想調整会議における協議が調わない場合などにおいては、必要に応じて医療審議会において関係者等から意見を聴取の上、調整を図ります。
- 市町村が中心となって進める地域包括ケアシステムの構築に資するよう、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定める総合確保方針を踏まえ、同法に基づく地域医療介護総合確保基金の事業計画並びに介護保険法に定める都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性にも留意します。
- 病床機能報告制度（第6章を参照。）を活用し、病床の機能の分化及び連携における地域の現状、課題を分析し、今後のあるべき医療提供体制について協議していきます。

5 地域医療構想の点検及び見直し

- 「鳥取県地域医療構想」の期間は平成37年度（2025年度）までとします。
- 構想推進の取組を効果的に実施するためには各施策の実施状況を適宜把握することが必要であることから、毎年度、各構想区域の地域医療構想調整会議、鳥取県医療審議会、鳥取県地域医療対策協議会において、それぞれの構想区域の取組状況を報告し、点検、進捗の確認、公表に努めるとともに、精査を行った結果、必要があると認めるときは構想の内容を変更します。
- また、鳥取県保健医療計画の一部であることから、同計画と併せて見直しを行います。